

# 平成22年度道立埋蔵文化財センター指定管理業務に係る管理の目標達成度評価

## I 評価調書

別紙のとおり

## II 評価方法

### 1 「基礎点数」

ア「評価調書」1の(1)①

重要遺跡「道史跡斜里朱円周堤墓及び出土遺物」は、あらかじめ指定管理者が策定する事業計画の達成度により基礎点数を評価する。

- ・各年度の計画を完全に達成している場合・・・10点
- ・各年度の計画を概ね達成している場合・・・5点
- ・その他の場合・・・0点

イ「評価調書」1の(2)①～③、(3)①～②、(4)①

下記の計算式により基礎点数を評価する。(小数点以下切り捨て、上限は10点)

- ・実績値÷指標値×10

### 2 「ウエイト」

大項目(1)～(3)に設定している小項目(業績指標)ごとの達成度評価への反映割合を設定するもので、小項目の重要度に着目してウエイトを設定することとし、大項目ごとのウエイトの合計が10分の10になるよう設定している。

### 3 「項目点」

小項目ごとの基礎点数にウエイトを乗して算出

- ・項目点=基礎点数×ウエイト(割合)(小数点第二位を四捨五入)

### 4 「評価比率」

管理目標全体に対する項目ごとの達成効果への反映割合を設定するもので、大項目の重要度に応じて比例配分し、評価比率の合計が10分の10になるよう設定する。

### 5 「評価点」

大項目ごとに項目点の合計に評価比率を乗じて算出(小数点第二位を四捨五入)

- ・項目点×評価比率

### 6 「評価点合計」及び「評価」

大項目ごとの評価点の合計数値によりランク分けしA～Eにより評価

評価点の合計	評価	考 え 方
10.0～9.0点	A	目標達成に向け努力が評価できる。
8.9～8.0点	B	目標達成に対し、一定程度の努力評価ができるが、一層の努力を要する。
7.9～7.0点	C	目標達成に対し更なる努力が必要で、取組み方法等の検討を要する。
6.9～5.0点	D	目標達成への課題や取組みについて検証を行い、取組みの見直し等を要する。
4.9～0.0点	E	業績が著しく不良であり、教育委員会が改善指示を行う。指示等を行ってもなお、改善されない場合は、業務の全部又は一部の停止若しくは指定の取消しを行う。

### 7 調整点

目標設定時点では予測できなかった特殊事情のため、目標達成できなかった場合に限り、評価点を調整して加点を行う。

調整点は、不測の事態等により目標値に対する達成率が著しく低い場合に加点することとし、総合評価段階で総点数の一割程度の1.0を加点する。